

新小林町営住宅新規入居者募集について（お知らせ）

次のとおり町営住宅入居者の募集を行いますので、入居希望者は申込期限までに役場建設課へ申し込んでください。

記

1 募集住宅

団 地 名	募集戸数	所在地	家賃（月額）
新小林町営住宅 （オール電化住宅）	3DK 1 戸	矢掛町小林 4 8	20,500円 ～54,300円

※家賃は入居者の所得によって決まります。

2 入居申込期間及び場所

令和7年4月21日（月）～ 5月2日（金）

午前8時30分～午後5時（土、日曜日、祝日は除く）

矢掛町役場 1 階 建設課管理係

3 入居資格

下記の（1）～（7）のすべてを満たしている方

（1） 現に同居し又は同居しようとする親族があること。

（婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方及び婚約者を含む）

（2） 所得が一定の要件に該当する方

一般世帯（本来階層）

月額所得 158,000円 以下

特に住宅の確保に配慮が必要な方（裁量階層。別表参照）

月額所得 214,000円 以下

（3） 現に住宅に困窮していることが明らかな方

（4） 町内に住所又は勤務場所を有する方又は町内に居住することが認められる者

（5） 町税等の滞納のない方

（6） 月額収入が103,500円以上あり、独立の生計を営み、かつ確実な保証能力を有する連帯保証人を1人立てられる方（原則として、県内に居住している者）

（7） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない方

4 申込に必要な書類

- (1) 町営住宅入居申込書
- (2) 同意書 ※個人番号(マイナンバー)を記入することで、以下(3)、(4)の添付書類を省略することができる場合があります。(ただし、マイナンバーカードが必要です。)
- (3) 入居予定者の住民票
- (4) 所得証明書(申込時点で証明可能な最新年分のもの)
- (5) 町税完納証明書(申込時点で証明可能な最新年分のもの)
- (6) 婚約証明書(必要な方のみ)

5 その他

- (1) 申込期限後の受付はできません。
- (2) 二重申込は失格となります。
- (3) 申込多数の場合は入居者選考委員会において選考します。
- (4) 入居手続きの際に敷金として家賃3カ月分を納めていただきます。
- (5) 入居申込期間中に申込者がいない場合は、随時募集いたします。

※特に住宅の確保に配慮の必要な方(裁量階層)については以下のとおりです

①入居者又は同居者に次に掲げる障害の程度に該当する者がある場合

項目	対象範囲	該当条項等
身体障害者手帳	1 級から 4 級まで	身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号
精神障害者福祉手帳	1 級又は 2 級	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項
療育手帳	A 又は B	上記に規定する精神障害の程度に相当する程度と認められる知的障害者
戦傷病者手帳	特別項症から第 6 項症まで	恩給法別表第 1 号表の 2
	第 1 款症	恩給法別表第 1 号表の 3
原子爆弾被爆者	厚生労働大臣の認定者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項
ハンセン病	ハンセン病療養所入所者等	ハンセン病療養所入所者に対する補償金の支給等に関する法律第 2 条
海外からの引揚者	引き揚げた日から 5 年未満	

②世帯主および同居者のいずれもが 60 歳以上であるか、18 歳未満である場合

③小学校就学以前の子供がいる場合

※ 老人(60 歳以上)、身体障害者等の方は单身でも申込可能です。

■問い合わせ先

矢掛町役場建設課管理係(電話82-1014)